ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



受動喫煙のない
すこやかな社会へ

受動喫煙対策
推進マスコット
けむいモン

ルールだモン！

受動喫煙対策





清流の国ぎふ
マスコットキャラクター
ミナモ

©岐阜県 清流の国ぎふ・ミナモ 0881

違反した場合は、
罰則が科されることが
あります。

- 屋内は原則禁煙
- 各種喫煙室への標識の掲示
- 20歳未満の方は喫煙室への立ち入りは禁止

これらのルールが義務づけられています。

なくそう！望まない受動喫煙

https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/

喫煙する方や喫煙場所を設置する場合は施設毎に定められたルールを守ってください

第一種施設

・学校　・病院
・児童福祉施設
・行政機関の庁舎　など



敷地内禁煙

屋内 禁煙 / 屋外 禁煙

喫煙場所として、屋外の一部に**「特定屋外喫煙場所」**を設置できます。
（設置基準があります。）

第二種施設

・第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の人が利用する施設
（事務所、工場、飲食店など）



原則屋内禁煙

屋内 禁煙 / 屋外 喫煙可

喫煙場所として、屋内の一部に**「喫煙専用室」**又は**「加熱式たばこ専用喫煙室」**を設置できます。
（設置基準があります。）
※令和2年4月1日より以前に営業していた一定の小規模飲食店には、別途経過措置があります。

喫煙目的施設

・喫煙を主目的とするバー・スナック
・喫煙可能なたばこ販売店
・公衆喫煙所



喫煙目的室以外屋内禁煙

屋内 禁煙 / 屋外 喫煙可

喫煙場所として、屋内の一部又は全部に**「喫煙目的室」**を設置できます。
（設置できる施設の要件と設置基準があります。）

喫煙場所を設置する場合は、以下の義務等にご注意願います。

20歳未満は立入禁止

20歳未満の方は、お客さん、従業員ともに喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

喫煙室の標識掲示等

施設・喫煙室の出入口への標識掲示などの義務や、従業員への受動喫煙対策の配慮の必要があります。

違反時の罰則等の適用

設置基準や義務に違反した場合には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。



※喫煙場所の設置基準や、喫煙室などに掲示する標識例など、詳しくは県Webサイト又は以下のお問い合わせ窓口にご相談ください。

岐阜県受動喫煙防止対策について

お問い合わせ窓口

施設や事務所の地域を所管する県の保健所にお問い合わせください。（受付時間:平日午前8時30分～午後5時15分）

所管区域	担当部署	電話番号
岐阜市	岐阜市保健所（健康づくり課）	058-252-7180
羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡	岐阜保健所（健康増進課）	058-380-3004
大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡	西濃保健所（健康増進課）	0584-73-1111（内474）
関市・美濃市・郡上市	関保健所　（健康増進課）	0575-33-4011（内376）
美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡	可茂保健所（健康増進課）	0574-25-3111（内362）
多治見市・瑞浪市・土岐市	東濃保健所（健康増進課）	0572-23-1111（内377）
中津川市・恵那市	恵那保健所（健康増進課）	0573-26-1111（内237）
高山市・飛騨市・下呂市・大野郡	飛騨保健所（健康増進課）	0577-33-1111（内359）

作成：岐阜県健康福祉部　健康推進課